

# プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイドンス ver1.0（概要）

2022年3月  
内閣府 知的財産戦略推進事務局

# 包括的データ戦略の概略におけるガイダンスの位置づけ

**ビジョン** 現実空間とサイバー空間が高度に融合したシステム（デジタルツイン）により、新たな価値を創出する人間中心の社会

## データ戦略のアーキテクチャ

人材・セキュリティ	戦略・政策
	組織 { 行政 民間
	ルール { データ ガバナンス 連携 ルール
	連携基盤 (ツール)
	データ
	利活用環境
インフラ	

第一次取りまとめ	
データ戦略の理念とデータ活用の原則の提唱	
社会実装・業務改革 デジタルツインの視点で ビジネスプロセスの見直し	
トラストの枠組み整備 トラストの要素（意思表示の証明、 発行元証明、存在証明）を整理	
プラットフォームの整備 分野共通ルールの整理 分野毎のPFにおける 検討すべき項目の洗い出し (官民検討の場、ルール、ツール等)	
ベース・レジストリの整備 オープンデータ データマネジメント	
引き続き検討すべき事項 データ利活用の環境整備 民間保有データの 活用の在り方 人材／国際連携／インフラ	

包括的データ戦略 検討項目	
<ul style="list-style-type: none"> <li>データ活用原則 (①データがつながり、使える、②勝手に使われない、安心して使える、③みんなで協力する)</li> <li>行政におけるデータ行動原則の構築 ①データに基づく行政(文化の醸成)、②データエコシステムの構築、③データの最大限の利活用</li> <li>PFとしての行政が持つべき機能</li> </ul>	
デジタル庁の策定する情報システムの整備方針にデータ戦略を反映	
<ul style="list-style-type: none"> <li>トラスト基盤の構築（認定スキームの創設） 【デジタル庁を中心として関係省庁が協力して、2020年代早期の実装を目指す】</li> <li>トラスト基盤構築に向けた論点整理 (トラスト基盤の創設【各プレイヤーの役割の明確化】、認定基準、国際的な相互承認 等)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>データ連携に必要な共通ルールの具体化、ツール開発</li> <li>データ流通の促進と阻害要因の払拭のためのルール (意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入／ログイン防止 等) 【デジタル庁と知財本部事務局は、2021年末までにガイドライン策定】</li> <li>重点的に取り組む分野(防災、健康・医療・介護、教育等)のPF構築 【関係省庁はデジタル庁と協力して、2025年迄までに実装する】</li> <li>データ取引市場のコンセプトの提示</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ベース・レジストリの指定（法人3情報、地図情報、法律・政令・省令、支援制度 等）</li> <li>ベース・レジストリの整備に向けた課題の抽出と解決の方向性の検討 【デジタル庁と関係省庁は協力して、2025年までの実装を目指す】</li> <li>データマネジメントの強化／オープンデータの推進</li> </ul>	
デジタルインフラ	・通信インフラ (Beyond 5G) (2025年大阪・関西万博にて成果提示)、計算リソース (富岳等コンピューティングリソースの民間利用、半導体デジタル産業戦略)、データ取扱いのルール等の一体的整備
人材・組織	・データ戦略に必要な人材像、CDO(Chief Data Officer)の設置
セキュリティ	・セキュリティ・バイ・デザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築
国際展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおけるDFFTの推進 (貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ)</li> <li>G7 DFFTロードマップへのインプット【2023年G7日本会合を見据え成果を目指す】</li> </ul>

# プラットフォーム(PF)におけるデータ取扱いルールの実装ガイダンスver1.0 の狙い・対象

**狙い：ステークホルダーの懸念・不安を払拭し、PF上でデータ流通が進むよう、データ取扱いルールを適切に実装できるようにすること**

- ステークホルダーの懸念・不安（データ流通における課題）**
- 関与者の利害・関心への対応に関する懸念・不安
1. 提供先での目的外利用（流用）
  2. 知見等の競合への横展開
  3. 提供データについての関係者の利害・関心が不明
  4. 対価還元機会への関与の難しさ
  5. データ提供先のデータガバナンスへの不安
  6. 公正な取引市場の不足
  7. 自身のデータが囲い込まれることによる悪影響
- プライバシー保護に関する懸念・不安（パーソナルデータを取り扱う場合）**
8. プライバシー侵害に対する懸念
  9. 取引の相手方のプライバシーガバナンスへの不安

PF上でデータ流通を促進するには

1. ステークホルダーの懸念・不安を特定し、
2. これを払拭するためのデータ取扱いルールを策定・運用し
3. PF運用の結果判明する課題に対応してルールを更新することが必要。

**→そのための検討の視点と手順をガイダンス化**

## ガイダンスの対象となるPF：準公共等のPF

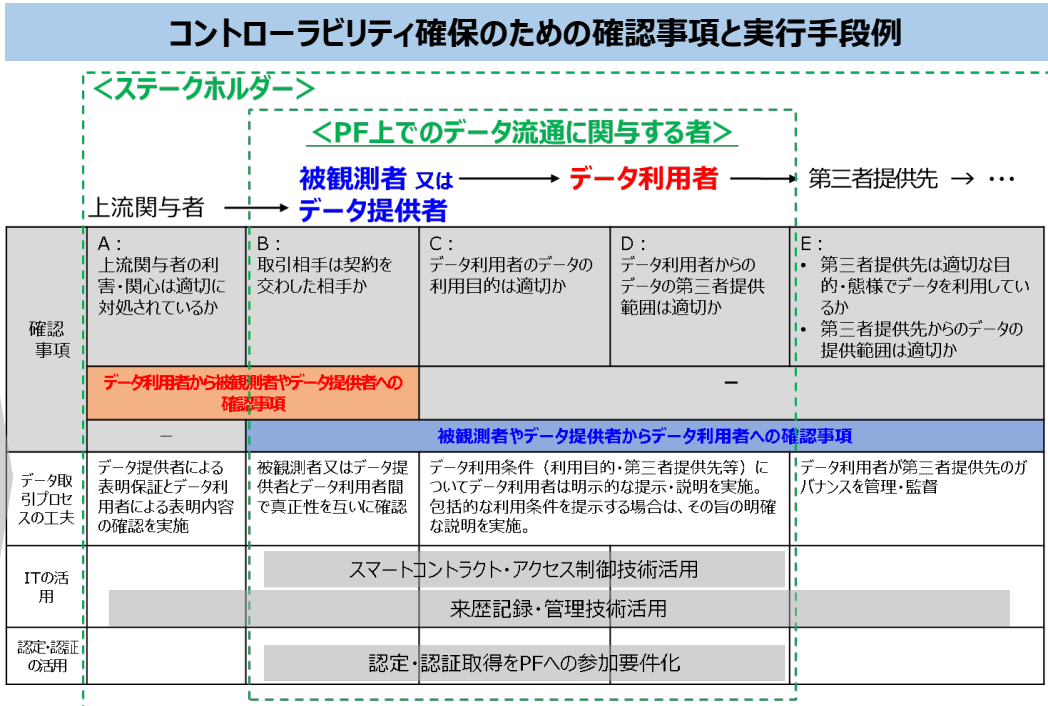
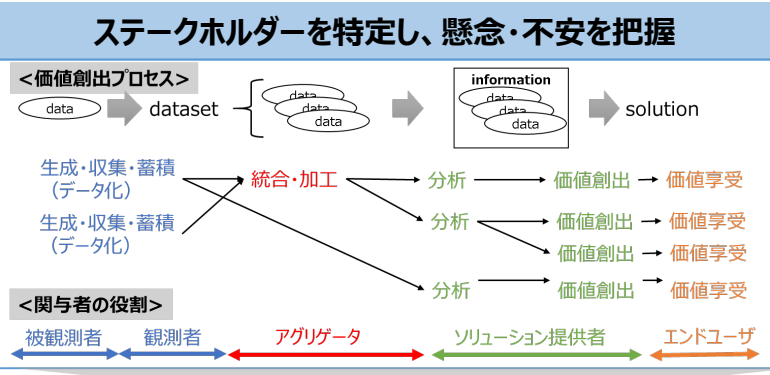
- ① 関係省庁がデジタル庁と協力して実装をめざす分野別のPF
  1. 重点的に取り組むべき分野（健康・医療・介護、教育、防災、農業、インフラ、スマートシティ）  
⇒関連省庁がデジタル庁と協力して2025年までに実装をめざす
  2. 上記以外の準公共分野（モビリティ、港湾）、相互連携分野（電子インボイス、契約・決裁）  
⇒関連省庁がデジタル庁と協力しPFの在り方を検討
- ② 分野横断のデータ連携基盤DATA-EX  
分野間データ連携基盤の機能開発・提供と共に、GAIA-X等諸外国のデータ連携基盤との相互運用も検討

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、準公共等の各分野のPFが備えるべきデータ取扱いルールについて、ガイダンスを参照し検討を進める旨を記載(12月閣議決定)。

**想定読者：①PF運営者、②関係省庁及びデジタル庁のPF担当者、③PFへの参加事業者**

# プラットフォーム(PF)におけるデータ取扱いルールの実装ガイダンスver1.0のポイント

ポイント1：ステークホルダーの懸念・不安(=リスク)を把握し、その程度に応じた対応方針を決定。懸念・不安を払拭するためにPFにおけるデータ流通の際の①確認事項と、その②実行手段を例示→懸念・不安に応じたコントロールビリティを確保



### 懸念・不安の程度に応じた対応方針を決定

	影響小	影響大
頻度高	<b>軽減：リスクを受容可能なレベルに減らす</b> <具体的な対応策の例> ・ 意図しないデータ流通を防止するため、アクセス制御技術の利用をPF運営者やPFユーザに課す ・ 個人情報について適切な同意取得がされるよう、特定要件を満たす同意取得プロセスをPF運営者やPFユーザに課す	<b>回避：リスクの原因を取り除く</b> <具体的な対応策の例> ・ 経営上の秘密が競合へ横展開されないよう、PFに参加可能な者を限定する ・ PF上で個人情報を取り扱わない
頻度低	<b>受容：対策を行わずに受け入れる</b> <具体的な対応策の例> ・ サービス拡大に際し、データ提供者からの同意の再取得を行わないことを判断(過去に取得した同意が新たに拡大されたサービスに適用可能、かつステークホルダーに不利益は生じないと判断)	<b>転嫁：リスクの結果と責任を第三者へ移す</b> <具体的な対応策の例> ・ PFを介してデータを受け取るデータ利用者に、情報漏洩について保険加入を課す

- PF上でのデータ流通に関与するデータ提供者・データ利用者だけでなく、**被観測者(データが表現する対象となる組織・人)**や**上流関与者**、**第三者提供先**まで含めて、**データのコントロールビリティを確保**
- ガイダンスでは**ノンパーソナルデータ**、**パーソナルデータ**各々について、上記フレームワークを用いてPFの利用規約を検討する際の視点を詳細に説明

ポイント2：リスクの程度に応じ、ルールを設計 (リスクが高い場合は実行手段を義務化、低い場合は当事者に採否を任せる)

ポイント3：PFへの参加資格管理により、ガバナンスを確保 (参加資格審査やルール運用状況確認の方法・ペナルティを設計)

ポイント4：ルールをアジャイルに更新 (ルール運用のPDCAは勿論、環境変化(技術革新・国際的なデータルールの動向等)に応じリスクの再把握も必要)